

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の改正案（概要）

「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）及び「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成18年環境省告示第20号。以下「告示」という。）において、販売業者、貸出業者又は展示業者による犬又は猫の展示時間は午前8時から午後8時までとされている。ただし、販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後8時から午後10時までの間に、成猫（生後1年以上の猫のことをいう。）を、当該成猫が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示する場合は、当該成猫については、平成28年5月31日までの間、午後10時まで展示を行うことができる旨の経過措置が設けられている。

この成猫の展示規制については、平成28年3月1日に開催した、中央環境審議会動物愛護部会において、審議を行ったところ。

審議を踏まえ、下記のとおり施行規則及び告示を改正する。

記

1. 販売業者、貸出業者又は展示業者が、成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で成猫の展示を行い、かつ、展示時間の合計が1日12時間を超えない場合は、午後8時から午後10時までの間も、展示を行うことができることとする。
2. 販売業者、貸出業者又は展示業者は、高齢猫（生後11年以上を目途とする。）を展示する場合には、定期的な健康診断を受けさせる等、当該猫の健康に配慮した取扱いに努めることとする。